

平成 30 年 8 月 28 日

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公 印 省 略)

不法投棄撲滅強化月間の設定について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日ごろから多大なるご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民、事業者及び行政が一体となって、「不法投棄・不適正保管対策等推進事業」を推進しており、本年度も、別紙のとおり 11 月を不法投棄撲滅強化月間と設定し、集中的に事業を展開してまいります。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、期間中に不法投棄防止に係る一層の取組みを進めてくださるようご協力をお願いいたします。

問合せ先
適正処理グループ 三枝木 (サエキ)
電話 (045) 210-1111 内線 4154

平成 30 年度「不法投棄撲滅強化月間」の設定について

1 目 的

本県における廃棄物の不法投棄については、近年、産業廃棄物の大規模な不法投棄は発生していないものの、引越しごみのような一般廃棄物の小規模な不法投棄は後を絶たない状況にある。

こうした廃棄物の不法投棄を根絶するため、県では平成 9 年度から、「不法投棄・不適正保管対策等推進事業」を推進している。この取組の一環として、毎年 11 月に「不法投棄撲滅強化月間」を設定し、県民、事業者、及び行政が一体となって不法投棄対策を積極的に展開している。

今年度も、11 月 1 日（木）～11 月 30 日（金）を「不法投棄撲滅強化月間」とし、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進する。

2 内 容

(1) 設定期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）～11 月 30 日（金）

(2) 標語

「不法投棄をしない！させない！許さない！」

(3) 広報

広く県民、事業者、市町村等に不法投棄撲滅強化を周知するため、県のたよりや県ホームページ等の媒体を活用して、広報を行う。

(4) 期間中の県の取組

県は、この期間中、不法投棄監視パトロールなどを重点的に実施する。また、事業者、各種団体、及び市町村に対して、この期間に合わせて、積極的に不法投棄防止に取り組むよう依頼する。

以上